

尾久宮前小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は東京都荒川区立尾久宮前小学校PTAと称し事務所を同校内に置く。
- 第2条 本会は家庭と学校と社会と協力して教育の充実をはかる、児童及び会員の福祉を増進するとともに会員相互の向上をはかる。
- 第3条 本会の会員は本校児童の父母又はこれに代わる者と職員をもって構成する。

第2章 会計

- 第4条 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。
- 第5条 本会の会員は会費年額児童一人当たり金3,600円を負担するものとする。
- 第6条 本会に収納した金円は郵便局又は銀行等の金融機関に預貯金して保管する。
- 第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第3章 役員・会計監査と顧問相談役

- 第8条 本会に下記の役員をおき、その任務は次の通りとする。
- 会 長 1名 会を代表し会務を総括する。又、総会及び実行委員会の議長となる。
- 副会長 3名以上 会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
- 書 記 3名以上 (内教員1名) 各種事業と行事の企画立案調整に関する事、及び他委員会に属さない事項の処理をする。
- 会 計 3名以上 (内教員1名) 決算の事務、現金及び物品出納並びに資産の保管をする。
- 第9条 本会に会計監査(2名)をおき、会計の監査に当たる。
- 第10条 役員、会計監査の任期は1年とし、委員長及び委員との兼任は認めない。又、役員、会計監査の重任は妨げない。
- 第11条 役員、会計監査の選出及び就任は次の通りとする。
- (1) 学年代表(各学年より1名) 教員代表(2名) 実行委員会代表(3名)をもって選考委員会を構成する。
 - (2) 選考委員会は各々の役員、会計監査につき候補者をあげ、その中より選出する。

(3)選考委員会は選出された者の同意を得て会員に報告し、承認を得るものとする。

(4)役員、会計監査は4月1日より就任する。

第12条 本会に顕著な功労のあった者を実行委員会の推薦によって顧問及び相談役に委嘱することができる。

第13条 顧問及び相談役は本会発展のため会長並びに実行委員会の諮問に応ずる。

第4章 総会

第14条 毎年定期総会を開く。

年度始め総会 新会員に関する報告、新役員と会計監査の紹介、前年度事業報告、会計監査を経て決算報告及び年度計画、年度予算その他の審議並びに承認。

第15条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状をもって会員の出席に代えることができる。決議及び承認は出席者の過半数の同意を必要とする。

第16条 実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の3分の1以上の要求があった場合、会長は臨時総会を召集する。

第5章 実行委員会

第17条 実行委員会は、本会の役員、各専門正副委員長、各学年委員長、及び教員代表(2名)、学校長、副校長をもって構成する。

第18条 実行委員会の任務は次の通りとする。

(1)各種委員会によって立案された事業計画を審議調整する。

(2)総会提出報告書を作成する。

(3)総会の決定委任事務の処理をする。

(4)特別委員会設置に関すること。

(5)役員に欠員が生じた場合の補充。但し会長に欠員が生じた場合には副会長のうち1名が会長となる。

(6)その他第1章の目的を達成するのに必要な事務を処理する。

第19条 実行委員会は、第17条に定める者の招集に基づき、必要に応じて開くものとする。

第6章 専門委員会と合同委員会

第20条 本会はその目的達成のため次の専門委員会及び学年委員会を設けそれぞれ事業を行う。但し必要に応じて特別委員会をおくことができる。

- (1) 校外生活委員会 校外における児童生活の安全をはかり心身の健全な育成を期する活動を行う。
- (2) 文化厚生委員会 会員相互の教養と文化的理解に資する活動及び学校の保健活動への協力をするとともに、福祉厚生活動を行う。
- (3) 広報委員会 会報の発行など広報活動を行う。
- (4) 学年委員会 学年父母間の連絡をはかり各学年学級の活動を通して本会の活動を推進する。

第21条 各委員会は学級より選出された委員をもって構成する。各学年委員会の委員は専門委員を兼任することができる。

第22条 各委員会の正副委員長は各委員中より会長がこれを委嘱する。副委員長は委員長を補佐する。(学年委員長は専門委員会の正副委員長にはなれない)

第23条 専門委員会、学年委員会、特別委員会はいかなる事業計画についても実行委員会にはからなければならない。

第24条 各委員会の集会は会長及び当該委員長が随時召集する。

第25条 合同委員会は随時実行委員と委員が合同して開き、会の運営について意見を交換しあうものとする。

第7章 個人情報取扱方法

(本章の趣旨)

第26条 本会がPTA活動を推進するため必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供および管理については、本章の規定に従い、適正に運用するものとする。

(目的)

第27条 本章の規定は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第28条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第29条 個人情報取り扱いの方法は本会則の配布等の方法により会員に周知す

る。

(個人情報の取得)

第30条 前条の個人情報とは、「個人情報取扱同意書」等の文書により会長に提出された次の事項を記したものとする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他本会活動に必要とするもので同意を得た事項

2 前項の文書の本会への提出がない場合、本会は本校の定める規定に従い、本校から前項所定の個人情報の提供を受け、本章の規定に従い利用するものとする。

(同意の取り消し)

第31条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第32条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 文書等の配布等
- (2) 本会活動のための会員相互の連絡等
- (3) PTA会員名簿等の作成

(管理)

第33条 個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(本人の同意を必要としない場合)

第34条 個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第8章 改正

第35条 本会会則は、総会において出席会員3分の2以上の賛成により、改正することができる。

付則

本会の目的遂行のため必要あるときは、実行委員会において別に細則を設けることができる。

本会則は昭和52年11月5日より実施する。

会則第5条の改正は昭和59年5月8日の総会で承認さる。

会則第8条及び第9条の改正は昭和63年5月10日の総会で承認さる。

会則第6.14.15.17.18.20.21.22.23.24条の改正は平成2年3月2日の総会で承認さる。

本会則は平成2年4月1日より実施する。

会則第5条及び第19条の改正は平成16年3月10日の総会で承認さる。

本会則は平成16年4月1日より実施する。

会則第5条の改正は平成18年3月1日の総会で承認さる。

本会則は平成18年4月1日より実施する。

会則第20条の改正は平成19年3月14日の総会で承認さる。

本会則は平成19年4月1日より実施する。

会則第11条及び第14条の改正は平成20年3月12日の総会で承認さる。

本会則は平成20年4月1日より実施する。

会則第26.27.28.29.30.31.32.33.34条の改正(条の追加)は平成29年5月13日の総会で承認さる。それに伴い第26条を第35条とする。

本会則は平成29年5月15日より実施する。

会則第19条の改正は令和元年5月11日の総会で承認さる。

本会則は令和元年5月11日より実施する。

細則

1、会則第11条1. 学年代表選考委員選出について

- ・各クラス選考委員を各クラス選考委員候補者と称する。選考委員会の編成に際し、各クラス選考委員候補者より1名を選出し学年代表選考委員とする。学年代表選考委員(1名)に選出されなかった選考委員候補者は次年度に際し、各委員の対象となりえる。

「平成7年5月8日実行委員会にて設ける」

2、会則第11条1. 実行委員会における選考委員の選出について

- ・選考委員は実行委員よりの立候補とする。(実行委員会で承認を要する)
- ・立候補者が多数の場合は、無記名による投票を行い上位3名を当選とする。
- ・立候補者が定員に満たない場合は、候補者について選考委員としての承認を得た後、不足定員を無記名による投票で選出する。(対投票人員は不足人員と同数とする)
- ・会長は選考委員になれない。

会則第11条2. 役員、会計監査の推薦について

- ・候補者の推薦は全会員の無記名アンケートによる。特に推薦対象者のいない時は記入の必要はないが、アンケートの提出は要す。

「平成7年12月4日実行委員会にて設ける」

「平成25年4月26日実行委員会にて改正」

「平成28年2月13日実行委員会にて改正」